

平成 21 年 5 月 25 日 【地域支援政策情報第 2 号】

児童相談所運営指針（平成 21 年 3 月 31 日）抜粋

1 在宅重症心身障害児（者）に対する訪問指導について

昭和 42 年 2 月 13 日厚生省発児 11 号各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省厚生事務次官通知 改正平成 11 年厚生省障 156 号

2 在宅重症心身障害児（者）に対する訪問指導の実施について

昭和 42 年 2 月 13 日厚生省発児 81 号各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省児童家庭局・社会局・公衆衛生局長連名通知 改正平成 11 年障 216 号

「1」と「2」の通知文は『障害者自立支援六法平成 20 年版』1445 頁に掲載

3 児童相談所 運営指針 「在宅重症心身障害児（者）訪問指導事業

- (1) 本事業は、重症心身障害児（者）のいる家庭を訪問し、必要な指導等を行い、もって重症心身障害児（者）とその家庭の福祉の向上を図るために実施する。
- (2) 本事業の実施に当たっては、児童相談所は福祉事務所、保健所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所等による連絡協議会を設け、対象の把握、名簿の作成、訪問指導の計画、訪問指導の内容、結果等に関して連絡及び協議を行い、事業の円滑な実施及び内容の向上を図ることが必要である。
- (3) 重症心身障害児施設、肢体不自由児施設等に対しても、連絡協議会への積極的参加を求めるとともに、重症心身障害児（者）の関係団体との連絡を密にし、本事業の円滑な推進を図る。
- (4) 児童相談所は、相談に応じた重症心身障害児（者）について必要な事項を名簿に記載し、所内に備えて置くことが適当である。
- (5) 本事業は、すべての重症心身障害児（者）を対象として実施するものであるが、特にその障害の程度、家庭の状況等に応じて、訪問指導の必要度の高い者について重点的に行い、その指導内容に最もふさわしい職員が行う。
- (6) 訪問指導の結果は、援助方針会議等で検討する。
- (7) 訪問指導の連続性を保つとともに、事後の援助にいかすために、児童相談所は児童記録票を起こす。

以 上